（管区警察学校の各部の内部組織に関する規則の一部改正）

第六条　管区警察学校の各部の内部組織に関する規則（昭和五十四年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正前	改正後
（教務部の内部組織） **第一条**　［項を削る。］ ［1］　東北管区警察学校、中部管区警察学校、中国四国管区警察学校及び九州管区警察学校の教務部に、次の一科及び二教官室を置く。 教務科 生活安全刑事教官室 交通警備教官室 2　［略］ 3　［略］ （指導部の内部組織） **第十一条**　東北管区警察学校、中部管区警察学校、中国四国管区警察学校及び九州管区警察学校の指導部に、学生科及び警務術科教官室を置く。 2　［略］	（教務部の内部組織） **第一条**　［1］　四国管区警察学校の教務部に、教務科及び実務教官室を置く。 2　東北管区警察学校、中部管区警察学校、中国管区警察学校及び九州管区警察学校の教務部に、次の一科及び二教官室を置く。 教務科 生活安全刑事教官室 交通警備教官室 3　［同上］ 4　［同上］ （指導部の内部組織） **第十一条**　東北管区警察学校、中部管区警察学校、中国管区警察学校、四国管区警察学校及び九州管区警察学校の指導部に、学生科及び警務術科教官室を置く。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪手口資料取扱規則の一部改正）

第七条　犯罪手口資料取扱規則（昭和五十七年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（刑事日報の作成等） **第七条**　手口主管課長等（警察庁捜査支援分析管理官、管区警察局広域調整部（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局にあつては、総務監察・広域調整部）の広域調整第一課長又は手口主管課長をいう。以下この条において同じ。）は、通報又は照会の必要があると認めるときは、刑事日報を作成し、速やかに当該刑事日報を他の手口主管課長等に送付しなければならない。 ［2・3　略］	（刑事日報の作成等） **第七条**　手口主管課長等（警察庁捜査支援分析管理官、管区警察局広域調整部（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、総務監察・広域調整部）の広域調整第一課長又は手口主管課長をいう。以下この条において同じ。）は、通報又は照会の必要があると認めるときは、刑事日報を作成し、速やかに当該刑事日報を他の手口主管課長等に送付しなければならない。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第八条　薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正前	改正後
（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　警察庁の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　［同上］ ［一・二　同上］